

NPO法人の「定款」で出てくる言葉の説明book

暫定版 2026年3月31日公開

この本では、定款に出てくる言葉を、法律（NPO法）にもとづいた意味で説明します。
ふだんの使い方とはちがう意味になることもあります。
あわせて、NPO法の考え方や、みんなで決めていく運営の大切さについても説明します。

最初に知っておきたい言葉

このページでは、定款を読む前に知っておくとよい言葉をまとめています。
これらの言葉を知っておくと、NPO法人のしくみが分かりやすくなります。

所轄庁	NPO法人の設立を認証する行政の機関です。 また、必要なときは、活動の内容を確認します
認証	出された書類の内容が、法律やルールに合っているかを確認し、問題がなければ認めることです。NPO法人は、この認証を受けることで設立できます。
登記	法人の名前や所在地、代表者などの情報を、法務局に記録して、公にする手続きです。NPO法人は、認証のあとに登記をすることで、正式に成立します。

よく出てくる言葉

このページでは、定款でよく出てくる言葉をまとめています。
これらの言葉を知っておくと、この本の内容が分かりやすくなります。



人に関する言葉

社員	「総会」で賛成や反対を投票することができるメンバーのことです。労働者や従業員という意味ではありません。 NPO 法では必ず 10 人以上の「社員 (=正会員)」が必要です。 モデル定款では「正会員」として入会した人を「社員」とする規定になっています。
賛助会員	活動を応援する人です。総会で賛成や反対を投票することはできません。賛助会員がいなくてもよいです。 「応援会員」のように、わかりやすい名前に変えることもできます。
役員	組織の運営や管理で大切な役割をする人たちのことです。 「理事」と「監事」を合わせて「役員」と呼びます。 役員は社員 (正会員) になることもできます。 もちろん、正会員にならなくても役員になることができます。 「役員」の決め方、人数などは「定款第 12 条～18 条」に書いておきます。
理事	NPO 法人の目的をなしとげるための責任者です。 法人全体の方針を提案し、実行していきます。
理事長	この法人を対外的に代表する理事です。(「代表理事」など別の名前を使うこともできます。 NPO 法人は、原則として、理事全員が法人を代表する権利を持っています。 この場合は、理事全員を登記しなければならず、手続きが複雑になります。 そこで、定款で決まりを作り、特定の理事だけを代表者にすることができます。
監事	お金の管理や運営が正しく行われているかを確認します。NPO 法人の活動が法律や規則に従って行われるように見守る役目もあります。NPO 法人では、様々な法律を守り運営をしなければなりません。「監事」はとても大切な役割です。



会議に関する言葉



総会	「社員 (=正会員)」が集まって、法人を運営するために大切なことを決める会議です。「総会」で決める事からは、「定款」の第 22 条に書いておきます。「総会」は「定款」で決めたルールを守って開きます。
理事会	理事会とは、単に理事が集まって行う会議のことではなく、第 31 条から第 37 条の規定のもとに開かれる会議を言います。

ここからは、その言葉がはじめて出てくる条文にあわせて、言葉の説明を書いています。


第2条

主たる事務所	団体の住所として決める場所で、「法務局」に登録します。
その他の事務所	<u>主たる事務所</u> 以外に、活動や事務のために必要に応じて設ける事務所です。 <u>主たる事務所</u> との違いをはっきりさせるために、すべての事務所の住所を書きます。


第5条

事業 	法人が行う活動やサービスのことです。
特定非営利活動に係る事業	第3条「目的」・第4条「特定非営利活動の種類」に関わる活動のことです。物を売ったり、お金をもらう活動であっても、第3条と第4条に関わる活動は「特定非営利活動」です。
その他の事業 	「特定非営利活動に関する事業」を行うために必要なお金を集めることを目的とした事業のことです。 第3条や第4条、第5条「特定非営利活動に係る事業」とは全く関係がない事業を行うことができます。(例:駐車場の経営) ただし、「その他の事業」で儲けたお金は、税金を払う必要があります。税金を払った後に残ったお金は「特定非営利活動に係る事業」のために使います。 また、「その他の事業」をするために「特定非営利活動に係る事業」がおろそかになってしまうことがないようにしなければなりません。

第7条

理事長 	この法人を対外的に代表する理事です。(「代表理事」など別の名前を使うこともできます。 NPO法人は、原則として、理事全員が法人を代表する権利を持っています。 この場合は、理事全員を登記しなければならず、手続きが複雑になります。 そこで、定款で決まりを作り、特定の理事だけを代表者にすることができます。
--	---

第8条

入会金	初めてこの法人の会員となるときに、1回だけ支払うお金のことです。
会費 	この法人の会員である間、決まった期間で支払うお金のことです。 1年に1回お金を払う「年会費」とすることが多いです。 毎月お金を払う「月会費」にすることもできます。


第9条

退会	<p>自分の意思(考えや気持ちが理由)で、会員をやめること。「退会届」は会員をやめることを伝える書類です。</p> <p>「入会申込書」と同じように、理事長が決めた理事長が決めた形式の書類を使います。(第10条を見てください)</p>
除名する	<p>決まりごとを守らなかったことが理由で、この法人の会員から外すことです。「総会」か「理事会」で話し合い、会員から外すかどうかを決めます。めったにないことですが、もしもの時にそなえて、ルールを作っておくことができます。どのようなことをしたら会員でいられなくなるか、11条に詳しく書きます。</p>

第14条

法人を代表する	<p>法人は法律の中で「人」として扱われますが、実際に生きている人間ではありません。そこで、法人の代わりに契約行為ができる人を「法人を代表する」といいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人として法務局に登録をするとき ・銀行などの口座をつくる時 ・事務所(賃貸の部屋)を借りる時 ・他の会社と契約書を取り交わすとき <p>法人を代表するためには、代表する人自身が、市町村に自分の印鑑を登録しておく必要があります。</p> <p>NPO法人は全員の理事が法人を代表することができます。しかし、「理事長だけが法人を代表する」としていた方が事務の手続きが簡単です。</p>
業務	<p>NPO法においては</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定款の目的にそって行う活動(=事業) ②①を実現するために必要な手続きや意思決定、管理(=運営) <p>これらをまとめた全体が「業務」といえます。</p>
総理する	<p>「総理」という言葉には「全体をまとめて管理する」という意味があります。「総理する」とは、ただ仕事をするだけではなく、全体の仕事の流れをしっかりと理解して、うまく進むように指導や調整をすることです。</p> <p>具体的には、法人の日常的な活動や事務運営が適切に行われるように、計画立案、実行、監督、調整などの責任を負うことを指します。</p> <p>NPO法人の場合、通常は理事長がこの責任を担います。</p>
所轄庁	<p>NPO法人の設立を認証する行政の機関です。NPO法人はこの機関に、毎年、報告書類を提出し、その内容は公開されます。</p> <p>基本的には法人の事務所がある都道府県が所轄庁です。</p> <p>京都市は「政令指定都市」なので、事務所が京都市にある場合は、京都市が所轄庁です。</p>
招集	<p>会議(理事会や総会)を開くために、みんなに『会議をします』と知らせて、実際にその会議を開くことです。</p>


第18条

役員報酬	<p>労働をしたことで支払われるお金を「給与」や「賃金」といいます。給与や賃金は、月額〇円や時給〇円のように計算し、「労働契約書」を交わします。</p> <p>これに対して「役員報酬」は法人のリーダーとして、活動を広げたり、運営をスムーズに行った成果に対して払われるお金です。</p>
<p>費用を弁償する</p> 	<p>「費用弁償」とは、役員としての「職務」をするために役員が実際に使ったお金を返してもらうことです。例えば次のようなものが費用弁償の対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員に「就任」するときに必要な住民票や印鑑証明などの手数料 ・市役所や法務局などに書類を提出しにいくための電車・バス代 ・自宅で「業務」を行うためのインターネットの通信代 ・職務上必要な知識やスキルを身に付けるための研修に必要な費用 <p>「役員費用弁償規定」というルールをつくり、「弁償」できる費用の種類と金額の限度を決めておくといでしょう。</p>

第19条

事務局長	<p>法人の活動や事務を行う人たちや場所を「事務局」といいます。</p> <p>事務局長は、その事務局をまとめ、仕事がうまく進むようにする責任者です。</p>
任免	<p>「任免する」とは、簡単に言うと「仕事をお願いしたり、その仕事をやめさせたりすること」です。たとえば、誰かに「この仕事をやってください」とお願いするのが「任命（にんめい）」で、その仕事をやめさせるのが「免職（めんしょく）」です。</p>

第20条

<p>通常総会</p> 	<p>事業年度が終わった後、3か月までのあいだに開く総会のことです。</p> <p>例えば4月1日～3月31日までが事業年度の法人は、6月3日までに必ず通常総会を開催します。</p> <p>NPO法では年に1回必ず「通常総会」を開催しなければいけないと定められています。</p>
臨時総会	<p>通常総会とはちがうタイミングで開催する総会です。</p> <p>必要があればいつでも、何回でも開催することができます。</p>

第 22 条

●マークの項目は、総会で決めなければなりません。(法で定められています)

○マークの項目は、理事会できめてもよいです。

◎マークの項目は、理事会で決めることもできますが、総会で決めるほうがよいです。

(1) 定款の変更 ●	法人のルールである「定款」の言葉を変えることです。 一文字変えるだけでも、総会での議決が必要です。 定款を変えるときには、 認証 が必要な場合と、資料を提出する「届出」だけでよい場合があります。(認証が必要となる「定款変更」は第49条をみてください)
(2) 解散 ●	ここでいう「解散」とは、法人としての 登記 を消し、権利をなくすことです。法人を解散した後、「任意団体」(法人格のない団体)として活動を続けることもできます。ただし、NPO 法人を解散する時に残っているお金を、任意団体に譲ることはできません。
(3) 合併 ●	他の法人と合わせて1つの組織となることです。
(4) 事業計画 ◎	活動の計画です。 事業年度 ごとに作ります。
活動予算 ◎	収入と支出の予定です。事業を行うためにどれくらいのお金が必要なのかを具体的に書きます。
(5) 事業報告 ◎	前年度の活動を報告します。所轄庁が準備している様式を使うと便利です。
活動決算 ◎	前年度の収入と支出の結果をまとめたものです。
(6) 役員の選任 又は解任、職務及 び報酬 ○	「選任」は役員を選ぶこと。「解任」は第17条のルールに基づいて、役員を辞めさせることです。
(8) 借入金○	「短期借入金」とは1年以内に返し終わることが決まっている借金です。短い期間で返すことができるため、総会で話し合う必要はありません。お金を返し終わるまでに1年以上かかる借金を「長期借入金」といいます。 NPO 法人がお金を借りると、法人としての借金になります。そのため、法人として借金をしてもよいか、いつまでに、どうやってお金を返すのか、総会や理事会で納得のいく答えや方針を話しあい、同意してもらわなければなりません。
その他新たな 義務の負担	例えば、「業務委託」を受けるときや、将来的に支払わなければならないお金が想定されるときのことです。 どんなケースが「新たな義務の負担」にあたるかは、団体の規模や活動内容によっても異なります。
権利の放棄	払ってもらえるはずのお金などが、相手の経済状況によって払ってもらえないとき、その権利をあきらめることです。
(9) 事務局の 組織及び運営 ○	法人の活動や事務を行う人たちや場所を「事務局」といいます。 事務局長は、その事務局をまとめ、仕事があまく進むようにする責任者です。事務局長の交代は、法人にとっても大きな影響があります。 ◆定款第19条で「事務局を置く(ことができる)」と書いている法人は、この項目が必要です。

(10) その他運営に関する重要事項 ○	どんなケースが「その他運営に関する重要事項」にあたるかは、団体の規模や活動内容、状況によっても異なります。
-------------------------	---


第23条

電磁的方法	<p>コンピューターやスマートフォンを使用した方法です。たとえば、次のような方法が電磁的方法に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールの送信 ・ホームページの「お問合せフォーム」などへの書き込み ・USB や CD などの記録を相手に送る ・SNS のメッセージやチャットでの送信
-------	--



第24条

審議事項	<p>総会や理事会で話し合う事柄のことです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①内容を説明する ②意見を出し合う ③必要なら修正する <p>その結果、賛成か反対の意見を最後に決めた事柄を「議決事項」と言います。</p>
------	---

第25条




<p>議長(総会)</p> 	<p>NPO 法人の総会の議長とは、総会を進行する人のことです。</p> <p>「審議」を始める前に、まずはその総会に出席した人の中から議長を選びます。自分から進んで『議長をやります』と手を挙げた人が議長となることが多いです。誰も手を挙げないときは、誰を議長にするかをみんなで相談して決めます。</p>
---	---

第28条


<p>書面若しくは電磁的方法をもって表決する</p> 	<p>これを「書面表決」といいます。</p> <p>議案について、手紙や「電磁的方法」、入力フォームなどで総会開催前に賛成か反対かを投票することができる仕組みです。この仕組みをうまく使うために、議案の内容をよく説明した資料を前もって送ることが大切です。予算や計画の議案では、どんな事業をするかや、特に力を入れることを議案書に書くとよいです。役員を選ぶ総会では、新しい役員になる人の紹介文や、期待する役割も書くとよいです。</p> <p>尚、メールや入力フォームで表決したものは、受信者(理事や事務局)がそのデータを保存し、さらに、その記録を書面に出力できなければなりません。</p>
<p>表決を委任する</p> 	<p>自分で賛成や反対を決めるのではなく、信頼している正会員に賛成か反対かの判断をおまかせすることです。</p> <p>自分が委任をされた場合は、その人数分、投票数が増えることとなります。</p>

利害関係	<p>特定の関係者（第 28 条では「特定の正会員」）に、利益や不利益が出る関係のことです。</p> <p>たとえば、以下は利害関係があり、その正会員は議決に加わるできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある正会員が代表をしている会社と取引をするかどうかを決める場合 ・ある正会員が所有する不動産（建物や部屋など）を借りる場合
------	--



第 29 条

<p>議事録</p> 	<p>議事録は会議や打ち合わせの内容や経過、結論などを記録してまとめ、周囲に伝えるための文書です。</p> <p>NPO 法人の総会と理事会では、定款で決めたルールを守って議事録を作ります。作った議事録は印刷して事務所に置き、管理しなければなりません。</p> <p>議事録を公開する義務はありませんが、正会員や理事、契約を結んだ相手（例えば法人がお金を借りている人）などから求められたときは、説明のために議事録を見せることもあります。</p>
<p>議事録署名人</p> 	<p>議事録に名前を書き、ハンコを押す人のことをいいます。総会で話したことが正しく議事録に書かれているかどうかを確認する役割があります。</p> <p>そのため議事録署名人は、その会議に実際に出席していた人から選びます。オンラインで参加していた人でもよいです。</p> <p>総会の議事録署名人の人数は 2 人以上とすることが多いです。</p>
<p>記名押印</p> 	<p>記名は、名前を記すことです。押印はハンコを押すことです。</p> <p>署名は本人が自分で氏名を手書きすることです。</p> <p>記名は、署名以外の方法で記載することも OK です。</p> <p>日本はハンコ文化があり、法的な書類には「実印」（住んでいる自治体で登録されたハンコ）が必要です。</p> <p>総会の議事録署名でも、「実印」と「印鑑証明書」が必要な場合があります。</p>


第 38 条

資産	<p>この法人が持っているお金や物、土地などの財産のことです。法人が所有しているすべての価値あるものが「資産＝財産」にあたります。</p> <p>車や設備機械の他、パソコンも資産＝財産です。</p>
<p>収益</p> 	<p>得たお金のことです。</p> <p>「(4) 財産から生じる収益」は、銀行に預けているお金の利息や、建物を貸してもらった家賃などです。</p> <p>「(5) 事業に伴う収益」とは、参加費、講座で販売した教材の売上、受け取った講師料などのことです。</p>

第41条

<p>活動計算書</p> 	<p>NPO 法人が1年間に行った活動と、それにかかったお金のことをまとめた書類です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どんな活動をしたか ・その活動にいくら使ったか ・どこからお金が入ったか <p>がわかる書類です。</p> <p>詳しい作り方はしみセンに相談してください。</p> 
<p>貸借対照表</p>	<p>年度の終わりに NPO 法人がどれくらいの「財産(資産)」「支払うべきもの(負債)」「正味の財産(資産から負債を引いたもの)」を持っているかを表したものです。資産には、お金や預金だけでなく、パソコンや車、販売用の商品も含まれることがあります。</p> <p>負債は、借りたお金や支払う必要があるけれどまだ支払っていないお金(給料など)も含まれます。</p> <p>貸借対照表は、「資産 = 負債 + 正味財産」という形になります。</p>
<p>財産目録</p>	<p>NPO 法人が持っている財産や、支払う必要があるものを、ひとつずつ書き出してまとめた一覧です。</p> <p>貸借対照表のように合計で示すのではなく、それぞれの内容をくわしく確認することができます。</p>

第47条

<p>事業年度</p> 	<p>NPO 法人や会社が活動やお金のやりとりをまとめて管理するための1年間の期間のことです。この期間は1月から12月ではなく、法人ごとに自由に決められます。</p> <p>ただし、月のはじめ(ついたち)から始まり、月の終わり(ついたちの前日)で終わるようにします。(例:4/1~3/31、10/1~9/30)。</p> <p>日本では、学校や役所の事業年度に合わせて、「4月1日~3月31日」とする NPO 法人がとても多いです。</p>
---	--

第50条

<p>破産</p>	<p>借金などの返さなければならないお金(=債務)があり、それを返すことができなくなったとき、裁判所が法律にもとづいて手続きを始めます。</p>
-----------	--

第 53 条

公告	法律やきまりにしたがって、知らせなければならないことを公開することです。たとえば、法人が「解散」するときや、毎年度の「貸借対照表」を見せるときに、法律や定款で決められた方法で知らせます。
官報	日本の政府が出す新聞のようなものです。国のきまりや大切なお知らせを、みんなに知らせるために出します。たとえば、法律ができたときや、会社や法人が「公告」をするときに使います。 法人が「官報」に「公告」をのせるときは、掲載料(お金)が必要です。これは国に支払います。